



神奈川県蓄電システム導入費補助金
補助事業実施の手引き
(平成30年度改訂第3版)



— 目次 —

I	事業の概要	2
1	事業の目的	2
2	事業の流れ	2
3	予算額	3
4	補助金の概要	4
II	基本条件等	6
1	補助の対象となる事業	6
2	申請者の要件	7
III	補助金の交付申請	9
1	はじめに	9
2	申請時に提出が必要な書類	10
IV	事業の実施	13
1	はじめに	13
2	事業の実施	13
3	計画変更、中止・廃止	13
V	事業の完了報告	14
1	はじめに	14
2	提出が必要な書類	14
VI	補助金の交付	17
1	補助金の振り込み	17
2	補助対象設備の管理	17
VII	問合せ先・書類の提出先	17
1	問合せ先	17
2	書類の提出先	17
	資料（記載例）	19

I 事業の概要

1 事業の目的

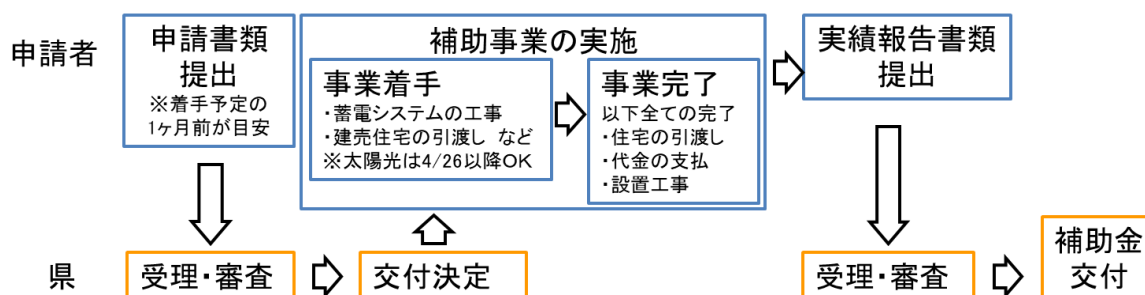
神奈川県では、「かながわスマートエネルギー計画」に基づき、再生可能エネルギー等の導入加速化に取り組んでおり、その取組の一環として、太陽光発電の更なる導入拡大に向けて、太陽光で発電した電力を効果的に利用する蓄電システムの導入促進を図るため、住宅や事業所に新たに太陽光発電システムと併せて蓄電システムを導入する経費の一部を補助します。

2 申請ができる事業

県内の住宅や事業所に新たに太陽光発電システムと併せて蓄電システムを導入する個人、法人等が補助を受けることができます。例えば以下の場合が該当します。

- ①太陽光発電システム及び蓄電システムを住宅等に設置する場合
(既に太陽光発電システムを設置している場合で、太陽光発電システムの増設と併せて蓄電システムを導入する場合も含まれます。)
- ②太陽光発電システム及び蓄電システムが設置される住宅等を新築する場合
- ③太陽光発電システム及び蓄電システムが設置された建売住宅等を取得する場合
※新たに導入する太陽光発電システムと蓄電システムには補助対象となるための条件があります (P 6 「II 基本条件等」参照)。

3 事業実施の流れ



(1) 補助金の交付申請について

①受付期間等

受付期間は、次のとおりです。審査に1ヶ月ほどかかることがあります。以下を確認のうえ、着手予定日の1ヶ月以上前に申請書を提出してください。ただし、受付期間に関わらず、予定件数を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。受付状況は神奈川県蓄電システム補助のウェブサイト上でお知らせします。

	受付期間	予定件数
第1期【終了】	平成30年4月26日から6月29日まで	100件程度
第2期【終了】	平成30年7月2日から8月31日まで	80件程度
第3期【終了】	平成30年9月3日から10月31日まで	70件程度
第4期【終了】	平成30年11月1日から12月21日まで	150件程度
追加枠	平成30年11月22日から平成31年2月28日まで	80件程度

②申請書類の提出

補助金の交付を申請する方は、本手引、交付要綱、申請要領をよく確認し、県に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。（P 9「Ⅲ補助金の交付申請」参照）

提出いただいた申請書類等については審査等を行った上で補助金の交付可否について決定し、通知します。

なお、交付決定通知書は実績報告の際に必要となりますので大切に保管してください。

(2) 補助事業の実施について

補助事業は、交付決定のあとに着手してください。補助金の交付決定通知書の日付よりも前に行った場合には、補助金の交付ができません。本事業における事業の着手とは以下のいずれかです。

<事業の着手に当たる行為>

- ①建売住宅等の引渡し：建売住宅を購入する場合
- ②蓄電システムの工事：新築住宅又は既存住宅に蓄電システムを設置する場合（蓄電システムを構成する機器の設置取付と一体不可分の工事を指します。）
例：補助対象機器の設置基礎工事(アンカーボルトなど)、補助対象機器の据付工事・電気配線工事、計測表示装置据付工事、特定負荷分電盤の取付工事

<事業の着手に当たらない行為>

- ①契約、代金の支払、住宅の工事（申請受付開始日(4月26日)以前でも可）
- ②太陽光発電システムの設置工事（申請受付開始日(4月26日)以降なら可）
（太陽光発電システムのみに係る工事に限ります。太陽光発電システムと蓄電システムの両方に機能するパワーコンディショナーを設置する作業は、蓄電システムの工事に該当します。）

※他の補助金では事業着手とみなされる場合があるので、併用時にご注意ください。

(3) 事業の完了と実績報告書類の提出について

交付決定通知書を受けた方は、交付決定通知書記載の内容等に従って、事業を実施してください。（P 13「Ⅳ事業の実施」参照）

事業が完了した方は、期日※までに、実績報告書類を県へ提出してください。提出いただいた実績報告書に基づき審査を行った上で、補助金を交付します。（P 14「Ⅴ事業の完了報告」参照）

※完了日から2ヶ月以内又は平成31年4月30日(火)のいずれか早い日まで（必着）
完了日は、次の3つが全て完了した日です。

- ①新たに導入した設備や設備が設置された住宅等の「引渡し」
- ②新たに導入した設備や設備が設置された住宅等の代金の「支払い」
- ③新たに導入した設備の「設置工事」※

4 予算額

9,000万円

5 補助金の概要

(1) 補助対象期間

補助金交付決定日から平成31年3月29日(金)まで

(2) 同時に申請可能な県の補助金

- ①神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金（以下「県ZEH補助」）
- ②神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金（以下「県自家消費補助」）
- ③神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金（以下「県省エネ改修補助」）

(3) 補助対象経費

蓄電システムの導入にかかる設備費から国補助金（蓄電システムの設備費該当額）及び消費税等を控除した額（市町村の補助金は控除の対象とはなりません。）

※県の資金を原資とする他の補助金の交付を受ける予定のある設備は対象から除きます。

設備費：蓄電システムの購入費用
①電池部分
②パワーコンディショナー※
③その他蓄電システムを構成するために必要不可欠の設備
※蓄電システムを構成するパワーコンディショナーが、太陽光発電システムにも機能する場合は補助対象となります。

<補助対象経費の考え方>

国補助金を控除する場合 (国ZEH補助併用など)	対象から除く場合 (県自家消費補助併用など)
蓄電システム 1,200,000円	蓄電システム 4,500,000円
国補助額 150,000円 ※	(電池部分 3,000,000円)
	(パワーコンディショナー 1,000,000円)※
	(その他 500,000円)
補助対象経費 1,050,000円 (1,200,000円 - 200,000円)	補助対象経費 3,500,000円 (4,500,000円 - 1,000,000円)
※全体額から国補助額を引く。	※県の別の補助金の補助対象設備を除く。 県自家消費補助の補助対象となる場合は、 本補助金の補助対象ではなくなります。

(4) 申請種別の判断基準

①事業所用：以下の全てに該当する場合

申請者：法人又は個人事業主
設置場所：事業所等（店舗、店舗兼住宅、倉庫など）
太陽光発電導入量：新たに導入する太陽光発電システムが定格出力10kW以上
蓄電設備：産業用蓄電池システム※又は複数の蓄電システム
※P7<補助対象設備の要件>1.蓄電システムの補助対象要件の②に該当するもののうち、①と同等と認められる設備を除いた設備

②住宅用：上記のうち、ひとつでも該当しないものがある場合

⇒法人が、店舗に、10kWの太陽光発電を導入しても、導入する蓄電システムによっては、「住宅用」の種別となることがあります。

(5) 補助額

①住宅用

補助対象経費の1/3以内かつ、以下のうちいずれか低い額
(1) 30万円（県ZEH補助を併用しない場合）
(2) 20万円（県ZEH補助を併用する場合）
※太陽光発電の新規導入量が2kW未満の場合は、最大15万円

②事業所用

補助対象経費の1/3以内かつ、以下のうちいずれか低い額
(1) 150万円
(2) 導入する蓄電システムの数×30万円

※交付決定後に、補助額の減額が必要になった場合は、変更申請が必要となります。
交付決定後に、補助金額を増額する変更申請はできません（県ZEH補助を併用しないことになった場合、導入量を増やした場合など）

<よくある質問>



Q1. 申請時には、国補助金の採択は決まっていないが、控除すべきですか？

⇒A. 国補助金に申し込んでいる場合は、県には控除した額を申請してください。

Q2. 市町村の補助金を申請する場合も控除が必要ですか？

⇒A. 市町村の補助金は控除するものに含みません。市町村の規定で県との併用を認めない場合がありますので、市町村の担当部署にも確認してください。

Q3. 店舗を兼ねている住宅に太陽光発電システムと蓄電システムを設置する場合は、事業所として応募してよいのか？

⇒A. 事業所としての条件を満たしていれば、事業所用の申請ができます。

Ⅱ 基本条件等

1 補助の対象となる事業

県内の住宅や事業所（以下「住宅等」といいます。）に、新たに蓄電システムを導入する事業（以下「補助事業」といいます。）であって、次の要件に適合するものです。

(1) 太陽光発電による電力の利用

新たに太陽光発電システムを導入する住宅等において、その太陽光発電システムで発電された電力の全部又は一部を補助事業で導入する蓄電システムに充電するとともに、充電した電力をその住宅等で消費することが可能であることが必要です。

※当該太陽光発電システムで発電された電力の全量を売電し、小売電気事業者から購入した電力を補助事業で導入する蓄電システムに充電する場合は補助対象に含まないこととします。

<太陽光発電による電力の利用ができることの確認>

配線図等で以下の内容を確認します。

- ・太陽光発電システムから蓄電システムへ充電する配線
 - ・蓄電システムから住宅等へ給電する配線（分電盤への配線等）
- ※いわゆる「スタンドアロンタイプ」は対象外です。

※自立運転時に、太陽光発電システムで発電された電力及び蓄電システムに充電された電力を、安定して持続的に消費するため、特定負荷を設定することを推奨します。

(2) 所有者の同意 ※「申請者が住宅等の所有者」の場合は不要

賃借、その他申請者が所有していない住宅等において補助事業を実施する場合は、その住宅等の所有者の同意を得ることが必要です。（P 9「Ⅲ補助金の交付申請」参照）

(3) 未使用品の導入

設置する設備は未使用品であることが必要です。

※中古品は補助対象となりません。ただし、電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものは未使用品とみなします。

(4) 太陽光発電システムの出力要件

新たに導入する太陽光発電システムの出力(kW)「1.0kW以上」が要件となります。ただし、2.0kW未満の場合は、補助額が減額されます。（P 5「補助額」参照）

<太陽光発電の導入量と申請の関係>

- | | | |
|----------|---------|-----------------|
| 1.0kW 以上 | 2.0kW未満 | 補助の対象となるが補助額は減額 |
| 2.0kW 以上 | | 補助額の上限額の申請が可能 |

※増設又はリプレースを行う場合は、既存の設備から追加して導入する部分に限り、対象とします。

※太陽光発電システムの出力は、モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力の小さい方です。

(6) 太陽光発電システム・蓄電システムの設備要件

新たに導入する設備が以下の要件を満たしていることが必要です。

＜補助対象設備の要件＞

1. 蓄電システムの補助対象要件

- ① 次のいずれかに該当する設備であること※補助金はいずれも国のもの
 - (1) 平成30年度当初予算 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金の補助対象設備
(【経産省ZEH】平成30年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
 - (2) 平成29年度当初予算 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金の補助対象設備
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援事業)
 - (3) 平成28年度当初予算 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金の補助対象設備のうち、蓄電システム機能を有するもの
- ② 下表の基準を全て満たしていること

基準	詳細
遠隔監視可能な通信機能を搭載していること	「ECHONET Lite」規格、その他EMS機器等と通信可能な機能を持っていること(充放電情報やシステム停止等の情報を外部端末等に送信することが可能な機能を持つこと)
蓄電容量、定格容量、繰り返し充放電耐久性(サイクル耐久性)に関して、一定の基準を満たすこと。	定格容量: JIS C 8715-1で定められた方法により単電池の定格容量を指定すること 蓄電容量: 1.0kWh以上であること サイクル耐久性: 25℃±5℃の環境において、放電終止電圧まで20%以上の指定した値で2,000回以上放電及び充電を行い、試験後の復活容量が、定格容量の60%以上であること
定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	定格出力、出力可能時間: 明示すること 保有期間: 補助金を受けている場合の適正な管理運用について明示し所有者に注意喚起すること 修理保証: 6年間の修理対応(有償無償問わず)及びその明示、保守部品保持 廃棄方法: 廃棄又は回収する方法について明示すること アフターサービス: 連絡先を明示すること
蓄電池部の安全性について一定の基準を満たすこと	JIS C 8715-2を満足すること又はSBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)に準拠した安全性を有すること

- ※ 蓄電システムの設置にあたって安全対策を取ってください。
- ※ 導入する蓄電システムの蓄電容量が4,800Ah*を超えるものは、設置に当たり火災予防条例に基づく措置をとることが必要となりますので、設置先の市町村の消防署の指導の下、適切な措置を取ってください。(*Ah = 定格容量(Wh) ÷ 電圧(V))
- ※ 機器の設置は耐震支持(アンカーボルト等)の対策を講ずることを推奨します。

⇒②に該当するもののうち、①と同等と認められる設備を除いた設備を、「産業用蓄電システム」とみなします。(事業所用に申請する条件P5「申請種別の判断基準」参照)

2. 太陽光発電システムの補助対象要件

- 次のいずれかに該当する設備であること
 - (1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすものの
(一般社団法人太陽光発電協会のJ-P-A-C太陽光パネル型式登録リストに掲載されているもの又は補助事業完了日までに登録が完了するもの)
 - (2) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の採択計画において導入するもの

2 申請者の要件

(1) 申請者資格

補助事業を実施し、かつ蓄電システムを所有する個人、法人又は管理組合であることが必要です。次の場合に申請ができます。

- ①太陽光発電システム及び蓄電システムを住宅等に設置する場合
- ②太陽光発電システム及び蓄電システムが設置される住宅等を新築する場合
- ③太陽光発電システム及び蓄電システムが設置された建売住宅等を取得する場合

(2) 補助金の受給

補助事業を実施する住宅等に補助事業者以外の共有者が存在する場合は、補助事業者が他の共有者の全員の同意を得て全員が補助事業者になるものとし、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとします。

例：共有者がいる住宅等に設備を導入する場合、共有名義で住宅等を新築する場合

※マンション等の管理組合が補助事業者となる場合は含みません。

(3) リース契約又は割賦により設置する場合

蓄電システムをリース※又は割賦により設置する場合は、リース事業者又は割賦事業者とリース又は割賦を受ける蓄電システムの使用者が共同申請を行っていただきます。

この場合に、リース事業者又は割賦事業者は、リース又は割賦を受ける蓄電システムの使用者から領収するリース料又は割賦料の算定にあたり元本相当額から補助金相当額を減額することが必要です。

※本事業においてリースとは、契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称を問わない）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいいます。ただし、契約期間が6年以上あるものに限りません。

<よくある質問>



Q 1. すでに太陽光発電システムと蓄電システムがついている建売住宅を購入する場合も、申請できるのか？

⇒ A. 建売住宅を購入する場合、補助金の交付決定日以降に引渡しを受けるのであれば、申請できます。

Q 2. 県外に本社のある企業で、神奈川県内にある営業所に太陽光システムと蓄電システムを設置したいと考えているが、この場合は申請できるのか。

⇒ A. 申請できます。設置する場所が神奈川県内であれば、申請者の住所・所在地は県外であっても問題ありません。

Q 3. 設置事業者が本人に代行して、補助金交付申請してよいか。

⇒ A. 設置事業者が添付書類等を準備するなど、申請者を補助することは差し支えありませんが、申請は設備を設置し所有する方が行ってください。

Ⅲ 補助金の交付申請

1 はじめに

(1) 申請を行う期間

受付期間は、次のとおりです。審査に1ヶ月ほどかかることがあります。以下を確認のうえ、着手予定日の1ヶ月以上前に申請書を提出してください。

ただし、受付期間に関わらず、予定件数を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。受付状況は神奈川県蓄電システム補助のウェブサイト上でお知らせします。

	受付期間	予定件数
第1期【終了】	平成30年4月26日から6月29日まで	100件程度
第2期【終了】	平成30年7月2日から8月31日まで	80件程度
第3期【終了】	平成30年9月3日から10月31日まで	70件程度
第4期【終了】	平成30年11月1日から12月21日まで	150件程度
追加枠	平成30年11月22日から平成31年2月28日まで	80件程度

<受付終了に当たっての考え方>

- ①申請書類の到着日により先後を決めます。
例：9/15am10:00着と9/15pm15:00着は同着とみなします。
- ②受付件数が、受付予定件数以上又はこれに近い件数に達した日を受付最終日とします。
- ③受付最終日の翌日以降の申請は受け付けません。
- ④受け付けた申請から不備のない申請を予算の範囲内で受理します。受付最終日に不備なく申請できたものであっても、受付最終日の申請件数によっては受理できない場合があります。
- ⑤受理できなかった申請書類は申請者に返送します。
※受付状況は神奈川県蓄電システム補助のウェブサイト上でお知らせします。
(受付最終日は当日の夕刻にお知らせします。)

(2) 補助金交付申請から交付決定まで

神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱及び申請要領の規定にしたがい、県に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。

※交付申請は、着手予定日の1ヶ月前には県に提出するよう、余裕を持ったスケジュール設定に努めてください。

提出いただいた申請書類等については、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づき申請者及び蓄電システムの共有者等が暴力団又は暴力団員でないことを確認し、補助金交付要綱等に基づく審査を行った上で補助金の交付の可否について決定し、通知します。

なお、交付決定通知書は実績報告の際に必要となりますので大切に保管してください。

2 申請時に提出が必要な書類

提出する書類は以下のとおりです。必要書類を確認の上、提出してください。

※提出先、部数はP17「**Ⅶ 問合せ先・書類の提出先**」参照

○ 神奈川県蓄電システム導入費補助金交付申請書（第1号様式）

⇒所定の様式に必要な事項を記載してください。（P20 **記載例1**参照）

(1) 神奈川県蓄電システム導入費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）

⇒所定の様式に必要な事項を記載してください。（P22 **記載例2**参照）

(2) 契約書類

⇒原則として補助事業に係る契約書(写し)を添付してください。

※注文書と注文請書、購入申込書などでも可とします。

契約が未締結の場合は見積書(写し)を添付してください。

蓄電システムに係る経費を確認できるものであれば(3)は不要となります。

(3) 契約書類の内訳書

⇒契約書類に蓄電システムに係る経費の額が明記されていない場合は蓄電システムに係る経費の額を証する書類を添付してください。

※契約書の内訳書、明細書などがこれにあたります。適当な書類がない場合は、所定の参考様式に必要な事項を記載してください。（P40 **記載例15**参照）

(4) 仕様書等

⇒補助要件を満たすことを確認できる書類を添付してください。

以下について確認できる図面、カタログ、仕様書などが該当します。

<仕様書として求める書類>

- ・屋根の施工図面(屋根の寸法、パネルの配置が確認できる図面)
- ・太陽電池モジュールの型式、全体の定格出力
- ・パワーコンディショナーの型式、定格出力
- ・単線結線図(太陽光、蓄電システム、分電盤の接続関係が確認できる配線図)
※既存の設備を残したまま増設を行う場合は、既存設備についても記載してください。
- ・蓄電システムの型式(パッケージ型番)、定格容量
※P7<補助対象設備の要件>1の①に該当しない場合は、②を満たすことを確認できる書類
- ・その他蓄電システムを構成するため機器の型式

(5) 補助事業者情報の確認書類

⇒補助事業者の区分に応じ、原則として以下の書類を添付してください。

- | |
|--|
| <p>①個人の場合：全ての補助事業者の住民票※（申請者、委任者（建物の共有者））
（注意）個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。</p> <p>②法人の場合：全ての補助事業者（リースの場合はリース事業者）の定款(写し)
：商業登記簿現在事項全部証明書※又は履歴事項全部証明書※
（申請者、委任者（建物所有者））
（注意）申請者が法人であっても、リースの利用者が個人の場合は、使用者の住民票も提出してください。（(10)参照）
※発行日から3箇月以内のもの。写しは不可とします。</p> <p>③管理組合の場合：規約（写し）</p> |
|--|

※県ZEH補助、県自家消費補助、県省エネ改修補助を同日に申請し、同様の書類を提出する場合は省略が可能です。また、同一の補助事業者が同一年度内に複数の申請を行う場合、2件目以降は写しでも可とします。

(6) 管理組合の決定によることを明らかにする書類 ※個人、法人は不要

⇒補助事業者が管理組合の場合は、太陽光発電システム及び蓄電システムの設置が管理組合の決定によることを明らかにする書類を添付してください。様式は任意のもので構いません。

(7) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2） ※個人は不要

⇒補助事業者が法人又は管理組合の場合は、所定の様式に記載して添付してください。
※神奈川県警察に照会する事項なので、必ず指定様式に記載してください。（P25 記載例3参照）

(8) 建物の登記関係書類

⇒設置した住宅等の所在地、所有権を確認できる書類として以下を添付してください。

<p>既存の住宅等に設置する場合：建築確認済証または登記事項証明書 （新築住宅等の建築又は建売住宅等の取得を行う場合は不要）</p>
--

※県省エネ改修補助を同日に申請する場合は省略可。登記事項証明書は必ず原本を提出してください（住宅の現在事項証明書で可。土地については不要）。

(9) 所有者の同意書（第1号様式別紙3）

⇒補助事業者が、賃借等している住宅等において補助事業を実施する場合は、当該住宅等の所有者の同意書を添付してください。（P26 記載例4参照）

※添付が必要かはP12<同意書と委任状等が必要な場合一覧>参照

(10) リース関係書類（第1号様式別紙4など）

⇒リース等によって補助事業を実施する場合は、原則として以下の書類を添付してください。

<ul style="list-style-type: none">・共同申請同意書（P27 記載例5参照）・設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）（見積書（写し）等）・リース料又は割賦料計算書及びリース料又は割賦料の算定にあたり元本相当額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類・リース又は割賦で設置する設備の使用者の情報を確認できる書類 <p>①個人の場合：全ての使用者の住民票※ （注意）発行日から3箇月以内のもの。写しは不可とします。 個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。</p> <p>②法人の場合：全ての使用者の定款（写し） ：商業登記簿現在事項全部証明書※又は履歴事項全部証明書※ ※発行日から3箇月以内のもの。写しは不可とします。</p> <p>③管理組合の場合：規約（写し）</p>
--

(11) 委任状（第1号様式別紙5）

⇒補助事業者が複数の者の場合（リース又は割賦の場合を除く。）は、補助事業者を代表して申請手続きを行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続きに係る委任状を提出してください。（P28 **記載例6**参照）

※添付が必要かどうかは下記＜同意書と委任状等が必要な場合一覧＞参照

＜同意書と委任状等が必要な場合一覧＞

申請者のみが住宅等の所有者ではない場合で(9)(11)の提出が必要となる場合は次のとおりです。（Aが申請者）

住宅等の所有者	蓄電システムの所有者(契約者)	該当ケース	必要書類
ⒶとB	Ⓐ	(11)	・委任状（BからA）
ⒶとB	ⒶとB	(11)	・委任状（BからA）
B	Ⓐ	(9)	・同意書（BからA）

(12) その他知事が必要と認める書類

⇒必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

IV 事業の実施

1 はじめに

事業の着手は、必ず交付決定の日以降に行ってください。交付決定通知書の日付よりも前に行った場合には、補助金の交付ができません。

<事業の着手に当たる行為>

- ①建売住宅等の引渡し：建売住宅を購入する場合
- ②蓄電システムの工事：新築住宅又は既存住宅に蓄電システムを設置する場合
(P3「補助事業の実施について」参照)

2 事業の実施

(1) 実施に当たっての注意

交付決定通知書を受けた方は、交付決定通知書記載の補助の内容及び条件に従い、事業を実施してください。主な内容は以下のとおりです。

- ・補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の増額はできません。
- ・補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- ・補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- ・次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
 - イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- ・その他、規則及び神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

(2) 実施状況の確認

補助金の交付決定後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

3 計画変更、中止・廃止

(1) 変更、中止・廃止事由の発生

補助事業の内容を変更しようとする場合、取りやめる場合は、速やかに(2)(3)の手続きをとってください。

(2) 計画変更時(第4号様式)

変更承認を申請する際は、以下の書類を提出してください。

- ・神奈川県蓄電システム導入費補助金変更承認申請書(P29 記載例7参照)
- ・変更承認共同申請同意書(P30 記載例8参照) ※リースの場合
- ・変更箇所に係る確認書類※及び事業計画書
※金額の変更：契約書又は見積書/機種の変更：仕様書等

(3) 中止・廃止時(第8号様式)

中止・廃止承認を申請する際は、以下の書類を提出してください。

- ・神奈川県蓄電システム導入費補助金中止・廃止承認申請書(P31 記載例9参照)
- ・中止・廃止承認共同申請同意書(P32 記載例10参照) ※リースの場合

V 事業の完了報告

1 はじめに

(1) 事業の完了とは

事業の完了日は、次の3つが全て完了した日です。

- ①新たに導入した設備や設備が設置された住宅等の「引渡し」
- ②新たに導入した設備や設備が設置された住宅等の代金の「支払い」
- ③新たに導入した設備の「設置工事」

(2) 書類提出の注意点

事業が完了してから 2 箇月以内 又は 平成31年4月30日(火) のいずれか早い日までに実績報告書類(「**2 提出が必要な書類**」参照)を県へ提出してください。(必着)

平成31年3月29日(金)までに実績報告書類を提出できない場合は、**実施状況報告書**(P 33 **記載例11**参照)を提出してください。(必着)

< 事業完了時期・必要書類・提出期限 > ※日付はいずれも平成31年

完了日	必要書類	提出期限
①1月31日まで	実績報告	完了日から2箇月以内
②2月1日から2月27日の間	状況報告	3月29日(金)※
	実績報告	完了から2箇月以内
③2月28日から3月31日の間	状況報告	3月29日(金)※
	実績報告	4月30日(火)

提出いただいた実績報告書に基づき審査を行った上で、補助金を交付します。

※提出先、部数はP17「**Ⅶ 問合せ先・書類の提出先**」参照

2 提出が必要な書類

提出する書類は以下のとおりです。必要書類を確認の上、提出してください。

○ 神奈川県蓄電システム導入費補助金実績報告書(第12号様式)

⇒所定の様式に必要事項を記載してください。(P34 **記載例12**参照)

なお、住所の欄は「**報告時に住民票のある住所**」を記載してください。転居後の住所から実績報告を行なう場合は、転居後の住民票も添付してください。

(1) 事業結果報告書(第12号様式別紙1)

⇒所定の様式に必要事項を記載してください。(P36 **記載例13**参照)

(2) 振込口座情報確認書類

⇒以下の事項を確認できる通帳等の写しを提出してください。(申請者名義の口座に限る。)
(ネットバンク等の場合は、以下の事項を確認できる画面等の写しで可)

- ・補助金振込先の口座名義人(フリガナ)
- ・金融機関名及び店名
- ・預金の種類
- ・口座番号

※県ZEH補助、県自家消費補助、県省エネ改修補助を同日に申請し、同様の書類を提出する場合は省略が可能です。

(3) 契約書類

⇒申請書の提出の際に、補助事業に係る契約書（写し）及び設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）を提出できなかった場合は、添付してください。

注文書と注文請書、購入申込書などでも可とします。

※蓄電システムに係る経費を確認できるものであれば(4)は不要となります。

(4) 契約書類の内訳書

⇒契約書類に蓄電システムに係る経費の額が明記されていない場合は、蓄電システムに係る経費の額を証する書類を添付してください。

※契約書の内訳書、明細書などがこれにあたります。適当な書類がない場合は、所定の参考様式に必要事項を記載してください。（P40 [記載例15](#)参照）

(5) 支出を証する書類

⇒領収書や支払確認書類など、補助事業に係る支出を証する書類の写しを提出してください。

※蓄電システムに係る経費を確認できるものであれば(6)は不要となります。

(6) 支出を証する書類の内訳書

⇒支出を証する書類に蓄電システムに係る経費の額が明記されていない場合は、蓄電システムに係る経費の額を証する書類を添付してください。

※領収書の内訳書、明細書などがこれにあたります。適当な書類がない場合は、所定の参考様式に必要事項を記載してください。（P40 [記載例15](#)参照）

(7) 設置完了証明書（第12号様式別紙2）

⇒所定の様式に必要事項を記載してください。（P39 [記載例14](#)参照）

太陽光発電システムと蓄電システムの施工事業者が異なる場合は、事業者ごとに作成してください。

(8) 発電事業計画認定通知書

⇒固定価格買取制度によって電力会社に売電する場合には、原則として再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定通知書（写し）

（報告期限までに通知書が発行されない場合は、申請情報が確認できる書類）

※県ZEH補助の実績報告を同日に提出する場合は省略が可能です。

(9) 出荷証明書・保証書

⇒原則として新たに導入した太陽光発電システムと蓄電システムの出荷証明書又は保証書の写しを添付してください。

<出荷証明書・保証書で確認すること>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①太陽電池モジュールの型式と設置枚数②パワーコンディショナーの型式、製造番号③電池ユニットの型式、製造番号④その他蓄電システムを構成するための機器の型式、製造番号⑤蓄電システムのパッケージ型番(②～④の組合せで特定できる場合も可) |
|---|

※太陽光発電システムの出荷証明書又は保証書が提出できない場合は、太陽電池モジ

ジュールの型式、枚数等が確認できる出力対比表を提出してください。メーカーが発行する出力対比表がない場合は、参考様式（P 41 **記載例16**参照）に必要事項を記載し、製造番号票（写し）を添付してください。

(10) 完成写真

⇒新たに導入した太陽光発電システムと蓄電システムの設置後の完成写真を添付してください。事業計画どおりに設備が設置されていることを確認します。

<完成写真として求める写真>

- ①太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる写真
 - ②パワーコンディショナーの型式、製造番号が確認できる写真
 - ③電池ユニットの型式、製造番号が確認できる写真
 - ④その他蓄電システムを構成するための機器の写真
 - ⑤導入した設備(①～④)が稼働可能なことが確認できる写真
- ※表示装置などで稼働状況を表示している画面などを撮影してください(試運転時の写真も可)。

(11) 建物の登記関係書類

⇒設置した住宅等の所在地、所有権を確認できる書類として以下を添付してください。

- ・新築住宅等の引渡しを受けた場合：登記事項証明書又は検査済証（写し）
- ・建売住宅等を取得した場合：登記事項証明書
- ・既存の住宅等に設置する場合：申請時に提出している場合は不要

※県ZEH補助の実績報告を同日に提出する場合は省略が可能です。登記事項証明書は、住宅の現在事項証明書で可。写し、インターネット等からの出力は不可

(12) 引渡し証明

⇒住宅等の引渡しを受け取得する場合は、住宅等の引渡しの期日を証する書類を添付してください。様式は問いません。

※県ZEH補助を同日に申請する場合は省略が可能です。

(13) その他知事が必要と認める書類

⇒必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

例①：住所が変更となった場合

⇒転居先の住民票を添付してください。

例②：建物の所有者、設備の所有者が申請時から変更となった場合

⇒状況に応じて委任状と補助事業者情報の確認書類(住民票など)を添付してください。（P 12<同意書と委任状等が必要な場合一覧>参照）

VI 補助金の交付

1 補助金の振込み

実績報告書類の内容審査が完了した後、指定の口座に振り込みます。
交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知を行います。
交付決定時から金額に変更がない場合は特段の通知は行いません。

2 補助対象設備の管理

補助金の交付を受けた方は、以下の点に留意してください。

- 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合（以下「処分」といいます。）には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
蓄電システム	6年

- 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人又は管理組合を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。
 - 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき
 - 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき
 - 管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

VII 問合せ先・書類の提出先

1 問合せ先

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階
電話 045-210-4115（直通）

「神奈川県蓄電システム導入費補助金について」ホームページ

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/kanagawa-chikudenn.html>

2 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、以下の宛先に郵送してください。

(県から問合せがあった際などのために必ず写しを手元に保管してください。)

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県 産業労働局 産業部 エネルギー課

太陽光発電グループ 蓄電システム補助担当者

資料（記載例）

— 目次 —

【申請時に必要な書類（要綱第7条関係）】

記載例1	神奈川県蓄電システム導入費補助金交付申請書（第1号様式）	20
記載例2	神奈川県蓄電システム導入費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）	22
記載例3	役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）	25
記載例4	同意書（第1号様式別紙3）	26
記載例5	共同申請同意書（第1号様式別紙4）	27
記載例6	補助事業者を代表する者への申請手続きに係る委任状 （第1号様式別紙5）	28

【計画変更時に必要な書類（要綱第12条関係）】

記載例7	神奈川県蓄電システム導入費補助金変更承認申請書（第4号様式）	29
記載例8	変更承認共同申請同意書（第4号様式別紙）	30

【中止・廃止時に提出が必要な書類（要綱第12条関係）】

記載例9	神奈川県蓄電システム導入費補助金中止・廃止承認申請書 （第8号様式）	31
記載例10	中止・廃止承認共同申請同意書（第8号様式別紙）	32

【実績報告時に提出が必要な書類（要綱第13条、第16条関係）】

記載例11	神奈川県蓄電システム導入費補助金実施状況報告書（第11号様式）	33
記載例12	神奈川県蓄電システム導入費補助金実績報告書（第12号様式）	34
記載例13	事業結果報告書（第12号様式別紙1）	36
記載例14	設置完了証明書（第12号様式別紙2）	39

【参考様式】

記載例15	参考様式 経費の額を証する書類類	40
記載例16	参考様式 出力対比表	40

記載例1

第1号様式（第7条関係）

神奈川県蓄電システム導入費補助金交付申請書

書類の作成日を記入
平成30年5月6日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 千231-8588
住所 横浜市中区〇〇1-2-3
法人等の場合は所在地〔 〕
フリガナ かがり けん
氏名 神奈川 健
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕
(個人にあつては下記の生年月日・性別を記載)
生年月日 T・S・H 55年5月5日生
性別 (男) ・ 女

個人：実印又は認印
法人：代表者印

印

フリガナも必ず記載

現住所を記入

神奈川県蓄電システム導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式又は第1号様式別紙1に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、補助事業で設置する設備の使用等に関するアンケート調査が実施される場合は協力します。

1 補助事業の目的及び内容

新たに太陽光発電システムを導入する住宅等において、新たに蓄電システムを導入し、太陽光で発電した電力を蓄電システムの活用によって効果的に利用する。

2 補助金交付申請額

300,000円（千円未満切捨て）

事業計画書の補助金交付申請額を記入

(添付資料)

- (1) 神奈川県蓄電システム導入費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）
- (2) 補助事業に係る契約書（写し）又はこれに代わるもの（契約が未締結の場合は見積書（写し）又はこれに代わるもの）
- (3) 前号の契約書（写し）又はこれに代わるものに、蓄電システムに係る経費の額が明記されていない場合は蓄電システムに係る経費の額を証する書類
- (4) 仕様書等
- (5) 補助事業者が個人の場合は全ての補助事業者の住民票（発行日から3箇月以内のもの）、法人の場合は全ての補助事業者の定款（写し）及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3箇月以内のもの）又はこれに代わるもの、管理組合の場合は規約（写し）（同一の補助事業者が同一年度内に本要綱に基づく複数の

申請を行う場合には、2件目以降の申請については、住民票、商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写しでも可とする。）

- (6) 補助事業者が管理組合の場合は、太陽光発電システム及び蓄電システムの設置が管理組合の決定によることを明らかにする書類
- (7) 補助事業者が法人又は管理組合の場合は、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）
- (8) 既存の住宅において補助事業を実施する場合は、蓄電システムを設置する住宅等の建築確認済証（写し）又は登記事項証明書
- (9) 補助事業者が、賃借等している住宅等において補助事業を実施する場合は、当該住宅等の所有者の同意書（第1号様式別紙3）
- (10) リース又は割賦にあつては、共同申請同意書（第1号様式別紙4）、設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）（契約が未締結の場合は見積書（写し）又はこれに代わるもの）、リース料又は割賦料計算書及びリース料又は割賦料の算定にあたり元本相当額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類及びリース又は割賦で設置する設備の使用者が個人の場合は全ての使用者の住民票（発行日から3箇月以内のもの）、法人の場合は全ての使用者の定款（写し）及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3箇月以内のもの）又はこれに代わるもの、管理組合の場合は規約（写し）
- (11) 補助事業者が複数の者の場合（リース又は割賦の場合を除く。）は、補助事業者を代表して申請手続きを行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続きに係る委任状（第1号様式別紙5）
- (12) その他知事が必要と認める書類

【申請者の連絡先】

TEL :	045-210-4090	FAX :	
電子メールアドレス :			
部署名・役職名※		担当者名※	

※申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【導入する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先】

※交付申請に関する技術的事項について、導入する設備の販売・設置・施工予定事業者を確認することがあります。

(太陽光発電システム)

事業者名 :	〇〇ハウス株式会社△△支店		
TEL :	123-456-7890	FAX :	
部署名・役職名	設計	担当者名	川崎 清

(蓄電システム)

事業者名 :	同上		
TEL :		FAX :	
部署名・役職名		担当者名	

契約や工事の内容等についての問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入してください。

神奈川県蓄電システム導入費補助金事業計画書

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)	神奈川 健		リース等の場合は申請者欄に事業者を、使用者欄に使用者名をそれぞれ記載
補助事業で設置する設備の使用者氏名 (申請者がリース事業者又は割賦事業者の場合に記載)			
併用時は該当箇所をチェック	所在地 (住居表示が確定していない場合は地番も記載)	藤沢市〇〇町 1-987 (地番)	
	併用する県の補助金	<input type="checkbox"/> 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金 (過去に交付を受けた場合を含む) <input type="checkbox"/> 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金 <input type="checkbox"/> 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金	
補助事業で設置する設備を設置した住宅等について (該当する□に「✓」を記載)	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所 どちらに該当するかは P5「(4)申請種別の判断基準」参照	
	取得の別	有 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> 中古 無 <input type="checkbox"/> 既存住宅 (□改築あり)	
併用時は該当箇所をチェック	併用する県の補助金		
事業着手日予定※1	平成30年6月11日		
太陽光発電システム工事着手予定日※2 (建売住宅等を取得する場合は省略可)	平成30年5月20日		
事業完了予定日※3	平成30年6月30日		

※1 蓄電システムについて、建売住宅等の引渡しを受け取得する場合は当該住宅等の引渡し日、その他の場合は蓄電システムの設置工事の着工日を記載してください。

※2 受付開始日 (平成30年4月26日) 以降でなければなりません。

※3 次の事項のうち、最も遅いものの予定日を記載してください (平成31年3月31日まででなければなりません。)

- (1) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システム又は新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムが設置された住宅等の引渡し
- (2) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システム又は新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムが設置された住宅等の代金の支払完了
- (3) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムの設置工事の完了

2 設備の概要

神奈川県蓄電システム導入費補助金申請要領を「申請要領」と記しています。(以下同じ)

太陽光発電システム	設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	申請要領に定める設備に係る要件を満たす設備である	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		未使用品である	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	メーカー名	○○○	
	太陽電池モジュールの公称最大出力※と使用枚数	(型式番号: ABC-250) 250 W × 20 枚 = 5,000 W (型式番号: DEF-150) 150 W × 8 枚 = 1,200 W (型式番号:) W × 枚 = W 太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計) 6.2 kW (合計はキロワット表示で小数点第3位以下切り捨て)	
	パワーコンディショナーの公称最大出力※ (複数のパワーコンディショナーを設置する場合にはそれぞれの出力を記載)	(一台目)(型式番号: GHI-50) 5.0 kW (二台目)(型式番号: JKL-40) 4.0 kW (三台目)(型式番号:) kW (小数点第3位以下切り捨て)	
各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値 (複数のパワーコンディショナーを設置する場合のみ記載)	(一台目)(型式番号: GHI-50) 5.0 kW (二台目)(型式番号: JKL-40) 1.0 kW (三台目)(型式番号:) kW (合計) 6.0 kW (小数点第3位以下切り捨て)	パワーコンディショナーが複数の場合は、設計図面、仕様書等を参照して実際の配分を記載してください。	
蓄電システム	補助事業で設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	申請要領に定める設備に係る要件を満たす設備である	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		未使用品である ※電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した蓄電システムであって、蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものは未使用品とみなす。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	メーカー名	△△△	
	パッケージ型番	MNO-12345	
	蓄電容量	6.0 kWh (小数点第3位以下を切り捨て)	

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

蓄電容量は「定格容量」を記載してください。

書類の作成日を記入

役員等氏名一覧表

平成30年5月4日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T		
代表取締役	中井 平	ナカイ タイラ	Ⓢ 44. 4. 4	男	伊勢原市〇〇2-3
取締役	鎌倉 逗子	カマクラ トコ	Ⓢ 56. 5. 6	女	横須賀市〇〇8-7
取締役	三浦 大和	ミウラ ヤマト	Ⓢ 55. 5. 5	男	海老名市〇〇4-5
取締役	葉山 綾	ハヤマ アヤ	Ⓢ 43. 4. 3	男	相模原市〇〇4-5
監査役	松田 開成	マツダ カイセイ	Ⓢ 33. 3. 3	男	南足柄市〇〇6-7
			T		
			S		
			H . .		
			T		
			S		
			H . .		
			T		
			S		
			H . .		
			T		
			S		
			H . .		

神奈川県警本部に照会する際に必要な項目なので、全ての項目に記載してください。

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

氏名

〇△□株式会社
代表取締役 中井 平

代表者印



〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

同意書

書類の作成日を記入

平成30年5月4日

神奈川県知事 殿

同意者 住 所
〔法人等の場合は所在地〕

横浜市中区〇〇1-2-3

氏 名
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

神奈川 厚

印

同意者の実印
又は認印

所有している次の住宅等において、神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱に基づき、次の補助金申請者が太陽光発電システム及び蓄電システムを設置することに同意します。

補助金申請者の氏名	神奈川 健
新たに太陽光発電システム及び蓄電システムを設置する住宅等の所在地	藤沢市〇〇町1-2-3 設置先の所在地を記入



共同申請同意書

書類の作成日を記入

平成30年5月4日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名	
リース事業者又は割賦事業者	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> ○△□株式会社 代表取締役 中井 平 </div>	代表者印 
リース又は割賦で設置する設備の使用者	住 所 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">横浜市中央区○○1-2-3</div> 法人等の場合は所在地 フリガナ <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">かがり けん</div> 氏 名 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">神奈川 健</div> 法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名 （個人にあつては下記の生年月日・性別を記載） 生年月日 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">T・S・H 55年 5月 5日生</div> 性別 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">男・女</div>	実印又は認印 

(同意事項)

- ・リース事業者又は割賦事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会します。
- ・交付決定の結果については、リース事業者又は割賦事業者に通知します。
- ・補助金はリース事業者又は割賦事業者に交付されますが、リース事業者又は割賦事業者が補助事業で設置する設備の使用者から領収するリース料又は割賦料の算定にあたり元本相当額から補助金相当額分を減額することを要します。
- ・リース事業者又は割賦事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース事業者又は割賦事業者はあらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。
- ・補助金交付後、補助事業で設置する設備の使用等に関するアンケート調査を実施する場合、リース事業者又は割賦事業者及び補助事業で設置する設備の使用者は、共に調査に協力する必要があります。

補助事業者を代表する者への申請手続きに係る委任状

書類の作成日を記入

平成30年5月4日

委任者 住所（法人等の場合は所在地）

横浜市中区〇〇1-2-3

委任者の実印
又は認印

フリガナ
氏名

かがり アイ
神奈川 愛



法人等の場合は名称
及び代表者の職・氏名

フリガナも
必ず記載

（個人にあつては下記の生年月日・性別を記載）

生年月日
性別

T・S・H 58年5月8日生
男・女

私は、下記の代表者を代理人と定め、神奈川県蓄電システム導入費補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受ける者としての権限を委任します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

受任者

申請者の情報を記載

代表者

住所（法人等の場合は所在地）

横浜市中区〇〇1-2-3

氏名（法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名）

神奈川 健

書類の作成日を記入

神奈川県蓄電システム導入費補助金変更承認申請書

平成30年6月20日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 231-8588

住所 横浜市中区〇〇1-2-3
〔法人等の場合は所在地〕

氏名 神奈川 健 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

交付決定通知書の日付、番号を記入

申請時と同じ印

____年____月____日付け 産総 第____号で補助金の交付決定を受けた神奈川県蓄電システム導入費補助金に係る事業を次のとおり変更したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

変更前 300,000円 変更後 292,000円（千円未満切捨て）

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容	蓄電システムの型式 J K L - 1 2 3 4 5 (定格容量 6.0 kWh)	蓄電システムの型式 J K L - 1 2 3 4 6 (定格容量 4.9 kWh)
	太陽電池モジュール枚数 A B C - 2 5 0 × 2 0 枚	太陽電池モジュール枚数 A B C - 2 5 0 × 1 6 枚
	DEF - 1 5 0 × 8 枚 (定格出力 6.2 kW)	DEF - 1 5 0 × 8 枚 (定格出力 5.2 kW)

3 変更の理由

屋根の形状変更に伴って、設置できる太陽電池モジュールにも変更が生じ、また、あわせて導入する蓄電システムも変更したため。



変更承認共同申請同意書

書類の作成日を記入

平成30年7月1日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名	
リース事業者 又は割賦事業者	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ○△□株式会社 代表取締役 中井 平 </div>	代表者印 
補助事業で設置 する設備使用者	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 神奈川 健 </div>	 共同申請同意書 と同じ印

（同意事項）

- ・リース事業者又は割賦事業者が補助金の変更承認申請をする場合は、リース又は割賦を受けている補助事業で設置する設備の使用者と共同申請する必要があります。リース事業者又は割賦事業者が主となり補助事業で設置する設備の使用者と共に共同申請してください。
- ・変更承認の結果については、リース事業者又は割賦事業者に通知します。

神奈川県蓄電システム導入費補助金中止・廃止承認申請書

書類の作成日を記入

平成30年7月1日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 231-8588
住所 横浜市中区〇〇1-2-3
〔法人等の場合は所在地〕
氏名 神奈川 健 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

交付決定通知書の日付、番号を記入

申請時と同じ印

____年____月____日付け 産総 第____号で補助金の交付決定を受けた神奈川県蓄電システム導入費補助金に係る事業を次のとおり中止・廃止したいので承認を申請します。

1 中止・廃止の内容

蓄電システム及び太陽光発電システムの設置工事

2 中止・廃止の理由

設置工事を年度内に終えることができないため。



中止・廃止承認共同申請同意書

書類の作成日を記入

平成30年7月1日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名	
リース事業者 又は割賦事業者	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">○△□株式会社</div> 代表取締役 中井 平	代表者印  印
補助事業で設置 する設備使用者	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">神奈川 健</div>	 印 共同申請同意書 と同じ印

(同意事項)

- ・リース事業者又は割賦事業者が補助金の中止・廃止承認申請をする場合は、リース又は割賦を受けている補助事業で設置する設備の使用者と共同申請する必要があります。リース事業者又は割賦事業者が主となり補助事業で設置する設備の使用者と共に共同申請してください。
- ・中止・廃止承認の結果については、リース事業者又は割賦事業者に通知します。

平成30年3月29日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所
〔法人等の場合は所在地〕

横浜市中区〇〇1-2-3

氏 名
〔法人等の場合は名称及
び代表者の職・氏名〕

神奈川 健

印

申請時と同じ印

交付決定通知書の
日付を記入

神奈川県蓄電システム導入費補助金実施状況報告書

____年____月____日付で交付決定を受けた神奈川県蓄電システム導入費補助金に係る補助事業の平成31年3月29日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

太陽光発電及び蓄電システムの設置工事を完了し、3月28日に住宅の引渡しをうけた。

2 補助対象経費の執行状況

3月20日に支払を完了している。

神奈川県蓄電システム導入費補助金実績報告書

書類の作成日を記入

平成30年8月10日

実績報告時点で住民票のある住所を記載
※住所変更がある場合は住民票を添付

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 251-1234

住所 藤沢市〇〇町1-2-3
〔法人等の場合は所在地〕

氏名 神奈川 健 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

申請時と同じ印

交付決定通知書の日付、番号を記入

____年____月____日付け 産総 第____号で補助金の交付決定を受けた神奈川県蓄電システム導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

(添付資料)

- (1) 事業結果報告書（第12号様式別紙1）
- (2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。）
- (3) 第7条に規定する申請書の提出の際に、補助事業に係る契約書（写し）及び設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）を提出できなかった場合は、契約書（写し）又はこれに代わるもの
- (4) 前号の契約書（写し）又はこれに代わるものに、蓄電システムに係る経費の額が明記されていない場合は蓄電システムに係る経費の額を証する書類
- (5) 補助事業に係る支出を証する書類（写し）
- (6) 前号の支出を証する書類（写し）に、蓄電システムに係る経費の額が明記されていない場合は蓄電システムに係る経費の額を証する書類
- (7) 設置完了証明書（第12号様式別紙2）
- (8) 太陽光発電システムで発電した電力を固定価格買取制度によって電力会社に売電する場合には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定通知書（写し）又はこれに代わるもの
- (9) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムの出荷証明書（写し）又は保証書（写し）若しくはこれに代わるもの

- (10) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムの設置後の完成写真
- (11) 第7条に規定する申請書の提出の際に、補助事業で設備を設置した住宅等の登記事項証明書を提出できなかった場合は、登記事項証明書又は検査済証（写し）
- (12) 住宅等の引渡しを受け取得する場合は、住宅等の引渡しの期日を証する書類
- (13) その他知事が必要と認める書類

(補助金振込先) ※通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

口座名義人	(フリガナ) かがり けん
	神奈川 健
金融機関名及び店名	〇〇銀行 △△支店
預金の種類	普通・当座
口座番号	1 2 3 4 5 6 7

支店名も必ず記載すること

注1 「(補助金振込先)」は、本人名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

事業結果報告書

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)		神奈川 健		
補助事業で設置する設備の使用者氏名 (申請者がリース事業者又は割賦事業者の場合に記載)				
補助事業で設置する設備を設置した住宅等について(該当する□に「✓」を記載)	所在地 (住居表示が確定していない場合は地番も記載)	藤沢市〇〇町1-2-3		
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所		
	取得の別	有	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> 中古 <input type="checkbox"/> 既存住宅 (<input type="checkbox"/> 改築あり)	
		無		
併用する県の補助金	<input type="checkbox"/> 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金(過去に交付を受けた場合を含む) <input type="checkbox"/> 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金 <input type="checkbox"/> 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金			
事業着手日※1	平成30年 6月 25日	建売の場合 ⇒引渡し証明の日付 新築・設置工事の場合 ⇒設置完了証明書の蓄電システムの着工日		
事業完了日※2	平成30年 7月 25日	(1)		
設置した補助対象設備(蓄電システム)の所有権は全て申請者に移転済みである	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		※2の(1)から(3)のうち該当するものの日付と番号を記載	

※1 蓄電システムが設置された建売住宅等の引渡しを受け取得する場合は当該住宅等の引渡し日、その他の場合は蓄電システムの設置工事の着工日を記載してください。

※2 次の事項のうち、最も遅い日を記載し、()に該当する番号を記載してください。

- (1) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システム又は新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムが設置された住宅等の引渡し 引渡証明書類の日付
- (2) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システム又は新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムが設置された住宅等の代金の支払完了 領収書などの支払日
- (3) 新たに導入した太陽光発電システム及び蓄電システムの設置工事の完了 設置完了証明書の完了日

2 設備の概要

神奈川県蓄電システム導入費補助金申請要領を「申請要領」と記しています。(以下同じ)

太陽光発電システム	設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	申請要領に定める設備に係る要件を満たす設備である	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		未使用品である	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	メーカー名	○○○	
	太陽電池モジュールの公称最大出力※と使用枚数	(型式番号: ABC-250) 250 W × 20 枚 = 5,000 W (型式番号: DEF-150) 150 W × 8 枚 = 1,200 W (型式番号:) W × 枚 = W 太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計) 6.2 kW (合計はキロワット表示で小数点第3位以下切り捨て)	
	パワーコンディショナーの公称最大出力※ (複数のパワーコンディショナーを設置する場合にはそれぞれの出力を記載)	(一台目)(型式番号: GHI-50) 5.0 kW (二台目)(型式番号: JKL-40) 4.0 kW (三台目)(型式番号:) kW (小数点第3位以下切り捨て)	
各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値 (複数のパワーコンディショナーを設置する場合のみ記載)	(一台目)(型式番号: GHI-50) 5.0 kW (二台目)(型式番号: JKL-40) 1.0 kW (三台目)(型式番号:) kW (合計) 6.0 kW (小数点第3位以下切り捨て)	パワーコンディショナーが複数の場合は、設計図面、仕様書等を参照して実際の配分を記載してください。	
蓄電システム	補助事業で設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	申請要領に定める設備に係る要件を満たす設備である	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		未使用品である ※電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した蓄電システムであって、蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものは未使用品とみなす。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	メーカー名	△△△	
	パッケージ型番	MNO-12345	
	蓄電容量	6.0 kWh (小数点第3位以下を切り捨て)	

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

3 補助事業に係る経費の内訳

(単位：円)

蓄電システムの導入に係る経費 (A) 蓄電システムの設備費 (消費税及び地方消費税相当額を除く)		1,200,000 円
(うち電池部分にかかる経費)	システム一式の金額が分かれば省略可	円
(うちパワーコンディショナーにかかる経費)		円
(その他の設備費)		円
国等の補助金を受ける場合、その金額 (蓄電システム該当額) (B)		150,000 円
補助対象経費 (C = A - B)		1,050,000 円
補助対象経費に3分の1を乗じた額 (D = C / 3)		350,000 円
設備の種類ごとの上限額 (E) ※以下のとおり該当する種別に応じ定められている上限額を右に記載してください。		
・蓄電システム (住宅用) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金を併用しない場合 →300,000 円 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金を併用する住宅 (過去に交付を受けた場合を含む) →200,000 円		
・蓄電システム (事業所用) →1,500,000 円 →導入する蓄電システムの台数×300,000 円		300,000 円
予定額 ((D) (E) のうち、最も少ない額) (F)		300,000 円
補助金交付申請額 ・太陽光発電の導入量が2kW未満の場合は→申請額 = (F) × 1/2 ・太陽光発電の導入量が2kW以上の場合 →申請額 = (F) (千円未満を切り捨て)		300,000 円

設置完了証明書

書類の作成日を記入

平成30年7月28日

次のとおり補助事業で設置する設備等の設置が完了したことを証明します。

本件施工について証明できる責任者であれば可

販売・設置・施工事業者名

株式会社〇〇ハウス△△支店
支店長 二宮 泰

印

(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

販売・設置・施工事業者所在地

茅ヶ崎市□□3-4-5

販売・設置・施工担当者名

小田原 大

連絡先電話番号

(123) 456-7890

補助金申請者等

申請者氏名（法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名）	神奈川 健
補助事業で設備を設置した住宅等の所在地	藤沢市〇〇町1-2-3

太陽光発電システム及び蓄電システムの設置・施工の情報

太陽光発電システムの設置・施工期間	着工日	平成30年 4月25日
	完了日	平成30年 7月24日
蓄電システムの設置・施工期間	着工日	平成30年 6月25日
	完了日	平成30年 7月24日

設備の種類	設置の有無 ※
太陽光発電システム	■
蓄電システム	■

※ 設置した設備について□に「✓」を記載してください。

太陽光発電システムと蓄電システムの施工業者が異なる場合は、それぞれで作成してください

記載例15

書類の作成日を記入

平成30年7月25日

神奈川県知事 殿

- ・証明する書類にあわせる。
- ・契約者、宛名をあわせる。
(複数の場合は全て記載)

〇〇(、△△)と□□間の契約書

平成30年7月18日付け 〇〇(、△△)宛ての 領収書 記載の金額のうち、補助対象となる経費の内訳明細は以下のとおりであることを証明します。

会社名
責任者役職・氏名

〇〇ハウス△△支店
支店長 二宮 泰

社印
又は代表者印

本件について証明できる責任者であれば可

契約書

領収書 記載の金額のうち補助対象となる経費

蓄電システム

1, 200, 000 円 (税抜き)

消費税

96, 000 円

合計

1, 296, 000 円

出力対比表

補助金申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者氏名)	神奈川 健	販売店名 ○○ハウス△△支店 印
製造メーカー名	△△△	

太陽電池モジュール1

型式名	ABC-250								
公称最大出力	2	5	0	.	0	W	設置枚数	20	枚
公称最大出力の合計値	5	0	0	0	.	0	W	型式ごとの測定出力	
測定出力の合計値	5	1	5	0	.	5	W		

太陽電池モジュール2

型式名	DEF-150								
公称最大出力	1	5	0	.	0	W	設置枚数	8	枚
公称最大出力の合計値	1	2	0	0	.	0	W	全てのモジュールの測定出力の合計値	
測定出力の合計値	1	3	2	1	.	4	W		

太陽電池モジュール3

型式名									
公称最大出力				.		W	設置枚数		枚
公称最大出力の合計値					.		W	全てのモジュールの測定出力の合計値	
測定出力の合計値					.		W		

太陽電池モジュール4

型式名									
公称最大出力				.		W	設置枚数		枚
公称最大出力の合計値					.		W	全てのモジュールの測定出力の合計値	
測定出力の合計値					.		W		

太陽光発電システム全体

測定出力の総合計値	5	7	7	1	.	9	W
-----------	---	---	---	---	---	---	---

製造番号及び測定出力は別添の製造番号票 (写し) のとおりである。

必ず添付すること

